

国家の独立と自決権

国際法の主体としての国家

→国家となりうる(国家として独立しうる)のは誰か?

【教科書 : p.72-77】

I. 国家の分離独立と国際法

- 分離独立の形態
 - 母国の承認(明示、黙示?)
 - 一方的独立
- 国家独立を取り巻く二つの要素
 - 人民の自決権(国際法上の権利として承認)
 - 国家主権
 - ◇ 領土保全→領域一体性の維持
 - ◇ 独立運動=反逆罪=最も重大な犯罪
 - 相互調整?
 - ◇ 国際法上の分離独立権は…
 - ビアフラ内戦 国連事務総長の宣言
 - 法的信念はあり得るか?国際法は自殺クラブ?
 - ◇ 実際には…
 - 最近の「独立」の事例
 - ◇ 「自決権」、「領土保全」:それぞれの意味操作

II. 自決権の意味

- 国際人権規約共通1条:
 - 「人民」→「権利主体」
 - 権利内容
- 「内的」自決と「外的」自決
 - 内的:
 - 外的:

ケベック分離事件 (Reference re Secession of Quebec)

(カナダ連邦最高裁勧告的意見 1998年8月20日)

「領域に居住する人民を平等・無差別に代表し国内的に自決原則を尊重する政府を有する国家は、国際法上領土保全の権利を認められる」

「自決権行使は『領土保全と主権国家間の関係の安定』への脅威となってはならない」

「『人民の自決』は既存の国家の枠内で追求される」

しかし例外的に…

III. 「外的」自決が認められる場合

A. 植民地独立

- 植民地独立付与宣言：
 - ◇ 「自決権」に基づく
 - ◇ 「承認」政策 (国連のバックアップ)
- 植民地とは：

→植民地の特殊性

B. 外国の支配

例：パレスチナ、東チモール、バルト三国
北キプロス共和国 (自決権を尊重するため?)

C. 少数者?

「少数者が、意味ある『内的自決』を確保できない場合」...

→少数者=人民?

→「少数者」の人権

旧ユーゴ平和会議仲裁委員会意見 (1992年1月11日)

まとめ

- 一方的独立は権利としては認められていない
- 例外：いずれも「国家の一部」の独立とは異なる性質
- 実際：政治的思惑から独立を承認する例がある
 - 自決権の尊重? (一貫性なし)
- 国家独立は国際法の外にある現象 (禁止はされていない)
 - 「国家承認」の意義